

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、 次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) (略) (2) (略) | 新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、 次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) <u>総務管理部文書私学</u> <u>上越市新南町240番地</u> <u>課上越分室</u> (略) (2) (略) |